



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年7月15日金曜日 第324号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 640

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）... 640

くろまぐる（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）... 642

土地改良事業の計画の変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 642

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（ " ）... 642

道路の供用開始（県道砥部伊予松山線）.....（中予地方局管理課）... 642

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 643

土地改良区の定款変更の認可（2件）.....（南予地方局農村整備課）... 643

道路の区域変更（県道肱川公園線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 643

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 643

落札者等の告示.....（高校教育課）... 643

## 公 告

愛媛県中予地方局カーリフト修繕業務の委託.....（中予地方局総務県民課）... 644

行政情報処理端末機等の借入れ.....（警察本部会計課）... 644

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第761号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高 畠 毅	ツクイ東温訪問看護ステーション	東温市志津川南五丁目2番地18	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和4年6月1日

### ○愛媛県告示第762号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
平田ショッピングセンター敷地A	松山市平田町162番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 松山市美沢一丁目9番1号	DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号	令和3年3月1日	令和4年7月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第763号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
DCM宇和島南店	宇和島市保田字宮ノ段甲672番地 外	大規模小売店舗の名称	DCMダイキ宇和島南店	DCM宇和島南店	令和4年3月1日	令和4年7月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 松山市美沢一丁目9番1号	DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号	令和3年3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第764号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
DCM大洲店	大洲市東大洲1220番6	大規模小売店舗の名称	DCMダイキ大洲店	DCM大洲店	令和4年3月1日	令和4年7月4日

		大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 松山市美沢一丁目9番1号 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	令和3年3月1日ほか
--	--	--------------------	--	--	------------

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第765号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くるまぐる（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和4年3月愛媛県告示第335号）を次のとおり変更した。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前		変更後	
		変更前	変更後	変更前	変更後
愛媛県くるまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで	4.0トン	0.9トン		
	7月から9月まで	1.0トン	4.1トン		
	10月から12月まで	1.0トン	1.0トン		
	1月から3月まで	3.9トン	3.9トン		
	総計	9.9トン	9.9トン		

○愛媛県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、

○愛媛県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	砥部伊予松山線	松山市富久町469番4から同町469番6まで	令和4年7月15日

道前平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年7月6日認可した。

令和4年7月15日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

○愛媛県告示第767号

新居浜市庄内土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月15日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新居浜市庄内土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

(2) 新居浜市庄内土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和4年7月21日から8月18日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第769号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年7月15日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第12号 令和4年7月7日	伊予市稲荷字明見前甲530番1、甲530番2、甲533番19、甲527番1の一部、甲530番1・甲530番2・甲533番19東側里道	伊予郡松前町西高柳329番地5 有限会社アットホーム

○愛媛県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、一本松土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年7月15日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

○愛媛県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、肱川町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年7月15日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

○愛媛県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂281番3から 同町山鳥坂281番1まで	旧	メートル 8.5～12.5	キロメートル 0.068	
			新	10.4～16.9	0.068	

○愛媛県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂281番3から 同町山鳥坂281番1まで	令和4年7月15日

○愛媛県告示第774号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（電気式）一式	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年6月30日	四電エナジーサービス株式会社 愛媛支店 愛媛県松山市天山1丁目2番26号	1,347,500円（月額）	一般競争入札	令和4年5月20日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年7月15日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県中予地方局カーリフト修繕業務
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県中予地方局のカーリフトの修繕 1式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書、設計書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結日の翌日から令和5年3月31日(金)まで
- (5) 委託業務の履行場所  
愛媛県松山市北持田町132番地  
愛媛県中予地方局松山庁舎
- (6) 入札方法  
入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課総務係  
〒790 8502  
愛媛県松山市北持田町132番地  
電話 (089)941 1111 内線303  
又は(089)909 8750
- (2) 入札書の受領期限  
令和4年8月24日(水)午前10時00分まで。
- (3) 入札説明書の交付方法  
公告の日から令和4年8月12日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで)に、(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所  
令和4年8月24日(水)午前10時00分  
愛媛県中予地方局松山庁舎7階大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和4年8月12日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県中予地方局長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると愛媛県中予地方局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of the car lift at Chuyo Regional Office Ehime Prefecture
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 24 August 2022
- (3) For further information, please contact: General Affairs Section, General and Public Affairs Division, Regional Industrial Development Department, Chuyo Regional Office Ehime Prefecture, 132 Kitamochidamachi, Matsuyama, Ehime 790 8502 Japan  
TEL 089 909 8750

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
行政情報処理端末機等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
行政情報処理端末機等一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。

- (4) 借入期間  
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 日本産業規格 J I S Q 15001（個人情報保護）に準拠したプライバシーマーク使用許諾を有するか、又は財団法人・日本情報処理開発協会が定める I S M S 認証を取得していること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話（089）934 0110
- (2) 入札書の受領期限  
令和4年9月14日（水）午前10時00分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和4年9月14日（水）午前10時00分  
愛媛県警察本部 2階 聴聞室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した借入物品を納入できることを証明する書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した借入物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be released:  
Administrative Information processing terminal unit and others, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 14, September, 2022
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110